

令和6（2024）年度諮問（一）第2号
令和7（2025）年度答申（一）第1号

「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医の診察のための移送処分及び緊急措置入院処分に係る審査請求に対する裁決」
についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県南保健所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和○（○○）年○月○日付けで行った移送処分及び緊急措置入院処分（以下これらを「本件各処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、却下されるべきである。

第2 諮問事案の概要

- 1 審査請求人は、令和○（○○）年○月○日に、自ら救急要請を行い、救急車で○○○○○○○病院（以下「病院」という。）に搬送された。
- 2 審査請求人は、○月○日に、110番通報により警察官に身柄を拘束された。このとき警察官は、自傷他害のおそれがあるとして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき処分庁に通報した。
- 3 処分庁は、警察署において、本人への聞き取り等の調査を行い、自傷他害のおそれがあるため、法第18条1項に規定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診察が必要と判断した。
- 4 処分庁は、審査請求人に移送に関する告知をして、病院へ移送した。
- 5 処分庁は、病院における指定医の診察の結果、自傷他害のおそれが切迫していると認められたため、法第29条の2第1項の規定により、審査請求人に病院への入院を命じた（以下「緊急措置入院」という。）。
- 6 処分庁は、○月○日に、2名の指定医による診察の結果を受けて、入院措置の不要の決定を行い、緊急措置入院を解除した。
- 7 審査請求人は、本件各処分を不服として、令和5（2023）年5月20日付けで審査請求書を厚生労働大臣に提出した。
- 8 厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第22条第1項の規定により、栃木県知事に審査請求書を送付した。
- 9 栃木県知事は、行政不服審査法第43条第1項の規定により、令和6（2024）年9月30日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 1度目は救急車で搬送されたが何の治療もしてもらえなかった。帰り

は歩いて帰るよう言われたが、２度目の搬送が自動車だったことが不服である。

(2) 緊急措置入院時に幻覚妄想状態と診断したにもかかわらず薬の処方なかった。

(3) 適切なケアマネジメントがされていないため、自殺までしようと思った。それ相応の処罰として100万円を請求したい。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

本件各処分に関する手続は、全て法の定めるところにより行われており、適正なものである。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件各処分について

(1) 「行政庁の処分に不服がある者」の意味

行政不服審査法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている。そして、ここにいう「法律上の利益」があるといえるためには、当該処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益を有していることが必要である。

(2) 本件各処分の取消しを求める利益

本件各処分の効力は、令和〇(〇〇)年〇月〇日に審査請求人が病院に移送されたこと及び〇月〇日に緊急措置入院が解除されたことをもって消滅している。また、本件各処分を理由に審査請求人を不利益に取り扱い得ることを認めた法令の規定はないことから、審査請求人は本件各処

分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しない。

(3) まとめ

したがって、審査請求人の主張の当否にかかわらず、本件審査請求は却下されるべきである。

3 結論

以上のことから、当審査会は、第1「審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 (2024) 年 9 月 30 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 7 (2025) 年 2 月 26 日 (第65回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和 7 (2025) 年 3 月 18 日 (第66回審査会第 2 部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)